

平成28年度 日進市予防接種健康被害調査委員会

日 時 平成28年7月22日(金)

午後2時から

場 所 保健センター2階会議室

1 あいさつ

2 議 題

- (1) 委員長、副委員長の選出について
- (2) 平成27年度予防接種実施状況について(資料No.1)
- (3) 平成28年度予防接種実施計画について(資料No.2)
- (4) 予防接種健康被害救済について(資料No.3)

3 その他

平成28年度日進市予防接種健康被害調査委員会委員名簿

任期 平成28年4月1日～
平成29年3月31日

区分	氏名（敬称略）	所属等
市内の医師を代表する者	川井 進	東名古屋医師会日進支部
市内の医師を代表する者	宮川 浩一	東名古屋医師会日進支部
日進市教育委員会委員を代表する者	成田 ゆき江	日進市教育委員会委員
日進市社会福祉協議会を代表する者	鈴木 絹子	日進市社会福祉協議会理事
日進市保健センター診療管理者	坂野 紘	日進市保健センター診療管理者
その他市長が必要と認める者	大野 香代子	愛知県瀬戸保健所長
その他市長が必要と認める者	森下 雅史	公立陶生病院小児科主任部長

○日進市予防接種健康被害調査委員会設置条例

平成17年3月25日

条例第5号

(設置等)

第1条 予防接種の円滑な運営及び事故発生時又はその事故の責任について紛争が生じたとき、適切なる処理を図るため、日進市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員)

第2条 この委員会は、次に掲げる者7名以内により構成し、市長が委嘱する。

- (1) 市内の医師を代表する者 2名
- (2) 日進市教育委員会委員を代表する者 1名
- (3) 日進市社会福祉協議会を代表する者 1名
- (4) 日進市保健センター診療管理者 1名
- (5) その他市長が必要と認める者 若干名

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(報酬)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年日進町条例第2号)による。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

平成27年度予防接種実施状況

1 接種状況等について
《乳幼児等》

事業名				27年度			26年度		
				対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率
ヒブ	初回	1回	2～60か月	1,085	1,042	96.0	1,118	1,018	91.1
		2回		1,090	1,028	94.3	1,121	1,013	90.4
		3回		1,090	1,052	96.5	1,129	981	86.9
	追加		1,101	963	87.5	1,024	977	95.4	
	計		4,366	4,085	93.6	4,392	3,989	90.8	
小児肺炎球菌	初回	1回	2～60か月	1,083	1,046	96.6	1,058	1,019	96.3
		2回		1,089	1,027	94.3	1,065	1,022	96.0
		3回		1,089	1,052	96.6	1,134	989	87.2
	追加		1,094	951	86.9	1,123	951	84.7	
	計		4,355	4,076	93.6	4,380	3,981	90.9	
三種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風)	1期	1回	3～90か月	-	-	-	-	0	-
		2回		-	-	-	-	0	-
		3回		-	-	-	-	2	-
		追加		-	2	-	-	210	-
	計		-	2	-	-	212	-	
四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	1期	1回	3～90か月	1,128	1,053	93.4	1,096	998	91.1
		2回		1,116	1,064	95.3	1,100	996	90.5
		3回		1,124	1,058	94.1	1,112	976	87.8
		追加		1,009	999	99.0	987	875	88.7
	計		4,377	4,174	95.4	4,295	3,845	89.5	
ポリオ (不活化ワクチン)	1期	1回	3～90か月	-	3	-	-	12	-
		2回		-	4	-	-	31	-
		3回		-	13	-	-	40	-
		追加		-	67	-	-	520	-
	計		-	87	-	-	603	-	
DT 二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期	小学6年	924	829	89.7	938	867	92.4	
	計		924	829	89.7	938	867	92.4	
日本脳炎 ※特例対象者 (20歳未満)も計上	1期	1回	3歳	1,129	1,055	93.4	1,353	1,169	86.4
		2回		1,136	1,050	92.4	1,365	1,139	83.4
	追加		4歳	1,293	1,045	80.8	1,290	1,090	84.5
	2期		小4・高3	1,269	786	61.9	1,274	671	52.7
	計			4,827	3,936	81.5	5,282	4,069	77.0
麻しん	1期	12～24か月	-	0	-	-	0	-	
	2期	就学前1年間	-	0	-	-	0	-	
	計		-	0	-	-	0	-	
風しん	1期	12～24か月	-	0	-	-	0	-	
	2期	就学前1年間	-	1	-	-	0	-	
	計		-	1	-	-	0	-	
麻しん・風しん 混合(MR)	1期	12～24か月	981	968	98.7	954	947	99.3	
	(再掲)	(1歳3か月未満)		(856)			(853)		
	2期	就学前1年間	1,006	948	94.2	1,060	1,016	95.8	
	計		1,987	1,916	96.4	2,014	1,963	97.5	
子宮頸がん (HPV)	1回	小学6年生から高 校1年生相当の女 子	2,390	3(0)	0.13	1,551	0(0)	0.0	
	2回		2,405	3(0)	0.12	1,574	1(0)	0.1	
	3回		2,429	3(0)	0.12	1,626	8(1)	0.5	
	計		7,224	9(0)	0.12	4,751	9(1)	0.2	
BCG	1歳未満		1,080	1,058	98.0	969	960	99.1	
	計		1,080	1,058	98.0	969	960	99.1	
水痘	1回目	※1歳～3歳未満	999	1,041	104.2	2,443	1,504	61.6	
	2回目		1,073	1,312	122.3	623	661	106.1	
	計		2,072	2,353	113.6	3,066	2,165	70.6	

- ・日本脳炎は、接種機会を逃がした平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの者に対する特例措置が平成23年5月より開始
- ・HPVは平成25年6月より積極的勧奨の指し止めとなる。()はサーバリックス接種者数を再掲し計上したもの
- ・水痘は平成26年10月より開始(平成26年度の対象者は1歳～5歳未満) 平成27年5月より、2歳6か月の水痘未接種者に対する勧奨案内開始する。
- ・平成28年3月分の愛知県広域予防接種事業の実施分は計上せず

《成人》

事業名	年齢	27年度			26年度		
		対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率
高齢者インフルエンザ	65歳以上	16,715	8,628	51.6	16,113	8,502	52.8
	60～64歳	-	7	-	-	2	-
計	計	-	8,635	-	-	8,504	-

事業名	年齢	27年度			26年度		
		対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率
定期高齢者肺炎球菌予防接種	65歳以上	2,987	1,538	51.5	3,242	1,873	57.8
	60～64歳	-	1	-	-	0	-
計	計	-	1,539	-	-	1,873	-

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業

事業名	年齢	27年度	26年度
肺炎球菌	70歳以上	272	558
	60～69歳	6	20
計	計	278	578

風しんワクチン接種費用助成事業

事業名	27年度	26年度
風しん	11	13

- ・定期高齢者肺炎球菌は平成26年10月より開始

2 愛知県広域予防接種事業について

疾患等の理由により市外のかかりつけ医での接種を必要とする乳幼児等に対して、平成26年度より県内全域の医療機関で接種を行う広域化を実施している。

【平成27年度接種状況】

乳幼児予防接種

(件)

種類	ヒブ	肺炎球菌	四種混合	三種混合	二種混合	HPV	BCG	MR 1期	MR 2期	日脳	水痘	計
件数	97	96	86	1	2	2	12	17	9	37	38	397

※実数 95名

3 市外医療機関接種費用助成について

里帰り出産や疾病、施設入所等のやむをえない理由により、市外の医療機関（県広域予防接種事業登録医療機関、及び、委託契約可能な場合は除く）で予防接種を実施した方へ、その接種費用を助成する制度を平成27年度より開始した。

高齢者インフルエンザ	9件	28,080円
高齢者肺炎球菌	1件	4,520円
日本脳炎	2件	11,200円

4 予防接種後副反応報告について

平成27年度中に副反応報告はなかった。

5 予防接種健康被害救済制度における給付について

平成27年3月4日付で認定された者に対する医療手当の給付を行う。

BCG 由来左上腕骨髄炎 1件 820,900円

6 予防接種事故発生状況について

【年度別】

年度	発生件数
平成27年度	9
平成26年度	7
平成25年度	9

【ワクチン別及び原因】

(27年度)

ワクチン種類	発生件数	事故原因
ヒブ	2	接種間隔不足・対象年齢外接種
四種混合	1	接種間隔不足
水痘	2	接種間隔不足
日本脳炎	2	接種間隔不足・過剰接種※
高齢者肺炎球菌	2	過剰接種※
合計	9	合計

※愛知県瀬戸保健所に報告



26瀬保第790号
平成26年5月26日

各 市 町 長 殿

愛知県瀬戸保健所長
(公印省略)

予防接種事故の防止について(通知)

予防接種事故については年々増加傾向にあり、特に平成25年度は別紙のとおり、重大な健康被害につながるおそれのある事故として93件、軽微な事故として353件の報告があり、前年度を大きく上回る事故報告がありました。

その内訳をみると、既に接種済みのワクチンを誤って接種してしまった事例、対象外年齢接種事例及び接種間隔不足での接種事例が全事故報告の8割以上を占めており、近年、ほぼ同様の傾向にあります。

これらの事故原因としては、母子健康手帳や予診票等による接種歴の確認不足などが挙げられ、予め定められた作業手順の遵守等により、十分に防止できたと考えられます。

つきましては、同様の事故を防止するため「定期接種実施要領」(平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知)及び別記事項に注意して事故防止対策を徹底するとともに、万一、事故が発生した場合は、再発を防止するための対策を確実に実施してください。

なお、発生した事故が、重大な健康被害につながるおそれがあると判断した場合には、「予防接種時の事故の報告について」(平成25年4月5日付け25健対第57号愛知県健康福祉部健康担当局長通知)に基づき、速やかに当所に報告してください。

担 当 環境・食品安全課環境指導グループ
電 話 0561-82-2197 (ダイヤル)
ファクシミリ 0561-82-9188
電子メール seto-hc@pref.aichi.lg.jp

予防接種事故報告書

被接種者	氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳 月 日生) (年 月 日)	
	保護者氏名		電話		() - ()	
	住所					
報告者	氏名(名称)	1 接種者 2 主治医 3 本人又は保護者 4 その他 ()				
	施設名称					
	所在地等					
事故の概要						
接種場所	<input type="checkbox"/> 上記報告者の施設 <input type="checkbox"/> その他 ()					
接種日時	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分頃					
ワクチン	(メーカー: ロット番号:)					
事故の種類	<input type="checkbox"/> 他ワクチンとの接種間隔間違い <input type="checkbox"/> 対象年齢間違い <input type="checkbox"/> 過剰接種 (規定回数以上の接種) <input type="checkbox"/> 接種液量間違い <input type="checkbox"/> 接種疾病ワクチンの間違い <input type="checkbox"/> 不良ワクチン (期限切れワクチン使用含む) <input type="checkbox"/> その他 ()					
被接種者への影響	<input type="checkbox"/> 健康被害なし <input type="checkbox"/> 健康被害あり (予防接種後副反応報告書によりその内容を報告)					
事故の概要						
被接種者への対応						
再発防止策						

市町村記入欄

受付日	市町村としての対応

平成28年度予防接種実施計画

1 平成28年度改正点について

(1) 乳幼児等予防接種関連

- ア 日本脳炎の積極的勧奨の差し控えによる影響をうけた方の接種について
平成17年度から21年度までの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への接種機会の確保（特例の接種方法）として、平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれで1期を終了していない者について、9歳から13歳未満の間に接種をすることができる年度となった。
- イ 定期予防接種の実施における保護者以外の同伴について
定期の予防接種時には、原則、保護者の同伴を必要としているが、予防接種当日に保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合、委任状により接種を受けるお子さんの健康状態をよく知っている親族等の同伴を可能にした。
- ウ B型肝炎ワクチンの定期接種化
平成28年10月1日から、定期の予防接種の対象疾患にB型肝炎が追加されることとなった。

(2) 高齢者予防接種関連

- ア 愛知県広域予防接種事業について
定期高齢者予防接種（肺炎球菌・インフルエンザ）について、平成28年4月1日から愛知県内の登録医療機関で接種できるようになった（申請手続きが必要）。ただし、東名古屋医師会管内は従来どおりの方法（申請不要）により接種可能。

予防接種当日、保護者以外の方が同伴する場合は委任状が必要です。

お子さんが定期予防接種を受ける場合、保護者（親権を行う者または後見人）が同伴することが原則です。しかし、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っており、予診票の内容をよく理解している親族（祖父母等）などが同伴することは差し支えありません。

その場合は、保護者の委任状が必要となります。予診票と一緒に医療機関の受付に提出してください。

<お問い合わせ>

日進市健康課（保健センター）

電話 0561-72-0770 FAX 0561-74-0244

E-mail kenko@city.nisshin.lg.jp

<きりとり>

定期予防接種委任状

平成 年 月 日

日進市長 あて

今回の予防接種を受けるにあたり、私（保護者）が特段の理由により同伴できないため、被接種者の健康状態を熟知している受任者を代理人と定めます。

私は、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などを理解した上で、本日の定期予防接種に関する一切の権限を代理人に委任します。

被接種者（お子さん）

氏名 _____

保護者（委任者）自署

氏名 _____ 印 _____

住所 日進市 _____

電話 _____

代理人（受任者）

氏名 _____

住所 _____

お子さんとの関係（続柄） 祖父・祖母・おじ・おば・その他（ _____ ）

※ 医療機関は本委任状を、予診票兼接種券と共に日進市健康課（保健センター）へ提出してください。



健発 0622 第 1 号
平成 28 年 6 月 22 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び
予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第241号）
及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令
（平成28年厚生労働省令第115号）が本日、それぞれ別紙のとおり公
布され、本年10月1日から施行することとしている。これらの改正の
概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村
（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を
図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知においては、平成28年10月1日以後の予防接種法施
行令（昭和23年政令第197号）、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省
令第36号）及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）をそれ
ぞれ「令」、「施行規則」及び「実施規則」と、予防接種法施行令の一
部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一
部を改正する省令をそれぞれ「改正政令」及び「改正省令」と、それ
ぞれ略称する。

記

第一 概要

1 対象疾病の追加

定期の予防接種の対象疾病について、B型肝炎をA類疾病に追加
すること。（令第1条関係）

2 定期の予防接種の対象者

1歳に至るまでの間にある者（ただし、平成28年4月1日以後に生ま
れた者に限る）とすること。（令第1条の3関係）

3 予防接種の対象者から除かれる者

B型肝炎の定期の予防接種については、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者を対象者から除くこと。(施行規則第2条関係)

4 接種方法

B型肝炎の定期の予防接種は、組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔をおいて2回皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.25ミリリットルとすること。(実施規則第21条第1項関係)

令第1条の3第2項に規定するところにより、B型肝炎の定期の予防接種を受けることができなかつたと認められ、B型肝炎に係る予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の政令で定める者とされた者については、次の表の左欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる方法で予防接種を行うものとする。(実施規則第21条第2項関係)

対象者	方法
予防接種の開始時に1歳以上10歳未満である者	組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔をおいて2回皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.25ミリリットルとすること。ただし、第2回目以降の接種の開始時に10歳以上である者にあつては、筋肉内又は皮下に注射するものとし、第2回目以降の接種量は、0.5ミリリットルとする。
予防接種の開始時に10歳以上である者	組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔をおいて2回筋肉内又は皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとすること。

5 B型肝炎及びインフルエンザの予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準

B型肝炎及びインフルエンザの予防接種を受けたことによるもの

と疑われる症状として医療機関等が厚生労働大臣に報告すべき症状は、対象疾病の区分ごとにそれぞれ次の表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の右欄に掲げる期間内に確認されたものとする。こと。（インフルエンザにあっては、新たに追加されたものだけ記載。）（施行規則第5条関係）

対象疾病	症状	期間
B型 肝炎	アナフィラキシー	4時間
	急性散在性脳脊髄炎	28日
	ギラン・バレー症候群	28日
	視神経炎	28日
	脊髄炎	28日
	多発性硬化症	28日
	末梢神経障害	28日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
イン フル エン ザ	視神経炎	28日
	脊髄炎	28日

6 障害児養育年金の額及び障害年金の額の変更請求

障害児養育年金の額及び障害年金の額の変更に係る請求は、障害の程度が増進した場合に加えて、減退した場合も行うものとする。こと。

7 経過措置

① 平成28年10月1日より前の接種の取扱い

改正省令の施行前の注射であって、定期の予防接種のB型肝炎の注射に相当するものについては、当該注射を定期の予防接種のB型肝炎の注射と、当該注射を受けた者については、定期の予防接種のB型肝炎の注射を受けた者とみなして、以降の接種を行うこと。（改正省令附則第2項関係）

② 対象者

平成28年4月1日以後に生まれた者に限ること。(改正政令附則第2項関係)

第二 施行期日

これらの改正は、平成28年10月1日から施行すること。

予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく定期の予防接種による健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、市町村長は健康被害に対する給付を行う（審議結果については、厚生労働省のホームページで「疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会）」で検索）。

給付内容の種類は以下のとおり。

① 医療費

予防接種による健康被害について要した医療費の自己負担について給付する。

② 医療手当

予防接種による健康被害について医療を受けた場合、入院通院等に必要な諸経費として月を単位として給付する。

③ 障害児養育年金

予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳未満の者を養育する者に対して障害の程度に応じて給付する。

④ 障害年金

予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳以上の者に対して障害の程度に応じて給付する。

⑤ 死亡一時金

予防接種を受けたことにより、死亡した者の遺族に対して給付する。

⑥ 葬祭料

予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行った者に対して給付する。

⑦ 介護加算

障害児養育年金、障害年金受給者のうち、在宅の1、2級の者に介護加算を行う。

なお、生ポリオワクチンの予防接種を受けた者に接触すること等により、ポリオウイルスに2次感染した者と厚生労働大臣が認定した場合、市町村長は、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業に基づき、健康被害に対する給付を行う。給付内容は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法における救済給付と同程度である。

予防接種健康被害発生時対策の概要

